秋田県公安委員会告示第87号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定により、秋田県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表右欄に掲げる区間において行うものとし、令和8年6月1日から施行する。

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定による秋田県公安委員会が認める交通誘導警備業務(令和2年秋田県公安委員会告示第94号)は、廃止する。

令和7年11月11日

秋田県公安委員会委員長 藤 田 貴 子

	路線	区間
1	国道7号	
2	国道13号	
3	国道46号	
4	国道101号	
5	国道105号	
6	国道107号	
7	国道108号	
8	国道282号	
9	国道285号	
10	県道大館十和田湖線	
11	県道角館六郷線	秋田県全域
12	県道湯沢雄物川大曲線	
13	県道秋田停車場線	
14	県道秋田岩見船岡線	
15	県道秋田昭和線	
16	県道秋田天王線	
17	県道秋田御所野雄和線	
18	県道秋田北野田線	
19	県道寺内新屋雄和線	
20	県道秋田北インター線	
21	県道富根能代線	
22	県道土崎港秋田線	